

令和2年度確定申告相談会

☎税務係 ☎53・2113

《期 間》 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）
 ※土曜日・日曜日を除く
 《受付時間》 8：30～11：30 13：00～15：30
 《会 場》 泉崎村役場（村民ホール）
 《日 程 表》

2月	自治組合等の名称	
	午 前	午 後
17（月）	踏瀬上、踏瀬1	二原、踏長
18（火）	踏瀬2、3	新道、離山
19（水）	高屋、根岸	寄川、坊頭窪
20（木）	太田川1	太田川2
21（金）	太田川3、4	太田川5、6
25（火）	共栄1、2	長峯1、2
26（水）	十軒、十軒前	十軒前1、休場山
27（木）	新宿	下宿
28（金）	館、小林	中宿、八丸
地区割りはあくまでも目安ですので都合の良い日にご来場ください。また、期間の後半は混雑しますので早めの来場をお勧めします。		

3月	自治組合等の名称	
	午 前	午 後
2（月）	富久保、天王山	桧内
3（火）	都橋、谷地久保	外ノ入、中ノ内
4（水）	新田上、中	新田下、烏川、観音山
5（木）	堂ノ下1、2	堂ノ下3、4、5
6（金）	上町上1	上町上2、山寺
9（月）	上町中	昭和、下町1の1
10（火）	下町2、3	下町4、南栄
11（水）	瀬知房上、中	瀬知房下
12（木）	瀬知房後、富内	下原、愛宕町
13（金）	屠胴原1、2、3	庭渡神社
16（月）	八雲神社	

《所得がなかった方でも申告が必要な場合があります》

前年中に所得がなかった方や、所得が非課税基準額以下で住民税が課税されない方でも、住民税の申告内容が、国民年金保険料の減免や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定資料になりますので、申告してください。

また、申告がないと、年金・児童手当などの受給申請などの申請に必要な住民税の証明書を発行できませんので、証明書の必要な方も申告してください。

《その他》

- ・申告相談は、事業主又はその事業内容に詳しい方が行いましょう。
- ・農業、営業、不動産等の収支内訳書は、事前に記帳、計算したものをもちください。
- ・医療費はあらかじめ計算してお持ちください。
- ・詳細は配付しましたチラシをご覧ください。

《必要な書類等》

- ・番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・身元確認書類（免許証等）
- ・印鑑（認め印も可）
- ・通帳（所得税の還付がある方）
- ・源泉徴収票の原本（給与や報酬、年金収入がある方）
- ・その他の収入に関する帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て（給与や年金以外に収入がある方）
- ・該当控除の領収書原本や証明書類の全て（各種控除がある方）

<<確定申告相談（村役場相談受付分）の受け付け方法が変更になります>>

泉崎村では、原則として令和元年分の確定申告相談受付分から、確定申告書のデータ送信を行います。昨年までは、相談受付した確定申告書とお客様控えを印刷して、確定申告書に印をいただき税務署に送っていましたが、今回より、お客様控えのみを印刷し、確定申告内容をデータで税務署に送る形になります。

データ送信を行うには、個人を認識するためのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）が必要となります。

～ ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）の取得について～

村の確定申告相談受付会場では受付期間中（令和2年2月17日から3月16日）のみ取得は可能です。申告相談受付業務と並行で行うため、混雑が予想されますので前もってIDとパスワードの取得をお願いします。なお、以前にe-Tax（イータックス）での申告を行っている方は、IDを取得していますのでご確認ください。

事前のID取得・確認については、白河税務署までお問い合わせください。

☎白河税務署 0248-22-7111（代表）（音声案内で「2」番を選択してください。）

固定資産評価審査委員会委員の選任

☎税務係 53・2113

12月13日に開催されました村議会定例会において、「村固定資産評価審査委員会委員の選任について」議会の同意を得て、新しい委員が選任されました。

任期は12月21日から3年間です。



氏 名 穂積 一身
住 所 泉崎字外ノ入14番地
生年月日 昭和26年3月10日生



氏 名 大塚 恭一
住 所 関和久字上町106番地
生年月日 昭和27年10月14日生

～固定資産評価審査委員会とは～

市町村に置かれる行政委員会であり、中立的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定を行うために設置されています。

泉崎村では3名の委員から構成されており、委員の任期は3年間となります。

冬期の水道利用について

☎建設水道係 53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者または建設水道係へご相談ください。

～冬場の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回し水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合には、周りを板等で囲っておく。
- ・凍っている箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道係からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には、物を置かず、きれいな状態に保つようにしてください。

《水道工事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) イズミ 設 備	北平山字新田51	53-3277
ウナガミ 設 備(有)	泉崎字新宿26	53-2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	53-3586
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53-3268
草 野 設 備	踏瀬字長峰50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有) 鈴木 設 備 工 業	泉崎字前畑17	53-2301
(有) ドルフィン	踏瀬字長峰79-2	29-8925

(50音順)

道路の穴ぼこを見つけたら

下記のような危険な状況の道路を発見したらご一報ください。

- ・穴ぼこや大きな亀裂がある
- ・倒木がある など

連絡先：事業課建設水道係
(Tel: 53-2114)

印刷のことなら…

有限会社 **タサキ印刷**

〒969-0102 泉崎村大字関和久字上野館203

☎0248-54-1500 FAX 0248-53-2030

除雪作業にご協力ください

☎建設水道係 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭をお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》

・村道：村役場事業課建設水道係

☎0248-53-2114

・県道：福島県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486

※私道の除雪は行いません。

樹木や生垣等の適切な管理について

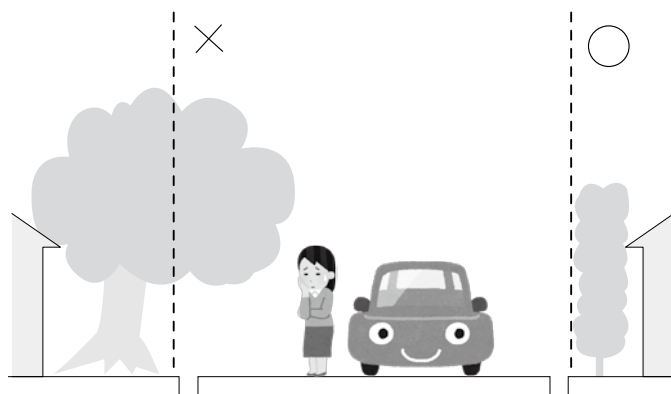
☎建設水道係 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。(民法第717条・道路法第43条)

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。(民法第233条)



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定を行うよう、お願いします。

泉崎村人事行政の運営等に関する状況

村政に対してより一層のご理解をいただくために、「泉崎村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

(なお、ここに用いている数値は、平成31年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」および「地方公共団体定員管理調査」などを基にしたものです。)

職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

(1) 職員採用の状況 (平成31年4月1日～)

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	2人	0人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
計	2人	0人	2人

(2) 事由別退職者数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	合計
3	0	3	0	0	6

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (平成31年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減	増減理由
		H30	H31		
一般行政	議会	1	1	0	
	総務	13	14	1	職員派遣による増
	税務	3	3	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	1	1	0	
	土木	3	3	0	
	民生	9	9	0	
	衛生	4	4	0	
	小計	39	40	1	
特別行政	教育	17	14	▲3	異動欠員不補充
	小計	17	14	▲3	
公営企業等会計	水道	1	1	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	6	4	▲2	異動欠員不補充
	小計	7	5	▲2	
合計		63	59	▲4	

【年齢別職員構成の状況】 (平成31年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	3人	1人	3人	7人	14人	13人	6人	6人	0人	59人

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(平成31年4月1日現在)

勤務時間	1日	7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) ※正午～午後1時は休憩時間
	1週間	38時間45分

【年次休暇の取得状況】

(平成30年1月～12月)

【介護休暇取得の状況】

(平成30年度) 0人

平均取得日数 4.5日

職員の休業に関する状況

【育児休業の取得の状況】

(平成30年度) 0人 ※年度内における新規取得者

職員の服務の状況

職員は、法令と及び上司の命令に従い、村民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。服務規律の確保のため、交通事故防止等に関する通知を行い、職員への周知徹底を図っています。

職員の分限および懲戒処分の状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に職員の意に反して行う処分です。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	5	0	0	0	5

(注) 平成30年4月1日～平成31年3月31日の集計

【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0	2	0	0	2

(注) 平成30年4月1日～平成31年3月31日の集計

職員の人事評価の状況

平成29年4月から人事評価制度を導入しました。導入にあたり、全職員を対象に制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を実施しました。

職員の福祉および利益の保護の状況

【職員数の状況】

(平成30年度)

区 分	受診者数
定期健康診断（年1回）	53人
人間ドック（35歳以上で隔年）	0人
その他検診（子宮頸がん、乳がん）	16人
ストレスチェック（年1回）	57人
計	126人

【公務災害（通勤）の状況】

(平成30年度)

認定件数 1件

職員の研修の状況

(平成30年度)

区 分	受講者数
一般研修（ふくしま自治研修センター主催）	6人
能力開発研修（ふくしま自治研修センター主催）	8人
計	14人

職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月1日から営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響力を背景に職務上の行為（契約、許認可等）をするように、またはしないように要求するなどの働きかけが禁止されました。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届出を行うよう義務化しています。

職員の給与の状況

【人件費の状況】

(平成30年度)

住民基本台帳 (H31.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
6422人	3,705,482千円	377,648千円	558,156千円	15.1%

【職員給与費の状況】

(平成30年度)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
59人	217,140千円	27,279千円	86,166千円	330,585千円	5,603千円

【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況】

(平成31年4月1日現在)

区 分	給料	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
泉崎村	一般行政職	316,500円	367,600円	43.5歳
	技能労務職	267,700円	298,400円	43.1歳
福島県	一般行政職	328,700円	408,299円	42.8歳
	技能労務職	330,600円	369,217円	56.1歳

【職員の初任給の状況】

(平成31年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	
泉崎村	184,900円	151,900円	149,500円

【特別職の報酬等の状況】

(平成31年4月1日現在)

区 分	給料・報酬の月額	期末手当
給 料	村長	704,700円
	副村長	590,000円
		6月期 1.55月分 12月期 1.65月分 計 3.2月分
報 酬	議長	311,000円
	副議長	249,000円
	議員	225,000円
		6月期 1.55月分 12月期 1.65月分 計 3.2月分

【職員手当の状況】

(平成31年4月1日現在)

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者 6,500円 ▷子 10,000円 ▷父母等 6,500円		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 上限27,000円		
通勤手当	交通機関、自転車等を利用して通勤する場合に その距離に応じて支給（片道2km以上） 《支給月額》 ▷交通機関 定期券の価格等の一定額 上限63,000円 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限59,900円		
管理職手当	課長級以上の管理職に支給 《支給月額》 職に応じた額 31,800円～42,600円		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.4月 (6月期 2.2月、12月期 2.2月)		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
時間外手当	▷支給実績（平成30年度決算） 10,171千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額（平成30年度決算）172千円		

プレミアム付商品券について

問企画財政係 ☎53・2409

泉崎村では最大20,000円で25,000円分の商品券を非課税世帯・子育て世帯を対象に販売しています。
取扱加盟店舗は以下の通りです。

(12月23日現在)

飲食小売業	小林清次郎商店	酒、食料品、飲料	53-3632
	(有)サンマート泉崎店	スーパーマーケット	53-2228
	セブンイレブン 矢吹インター店	コンビニエンスストア	53-5711
	直売カフェこころや	農産品加工品	53-5568
	ツルハドラッグ福島泉崎店	薬品、食料品、日用品他	54-1268
	農産物直売所 はにわの里	農作物、加工品、食料品他	21-7004
	ファミリーマート 泉崎関和久店	コンビニエンスストア	54-1301
	豚肉専門店ノーベル	豚肉、ハム、お惣菜他	53-4129
	ミニストップ 泉崎北平山店	コンビニエンスストア	24-3153
	(株)リオンドールコーポレーション泉崎店	スーパーマーケット	29-8282
飲食業	ローソン 泉崎夏針店	コンビニエンスストア	53-1050
	くるま食堂	麺類、丼物、定食類	53-2383
	食彩工房えん	そば等	21-7588
	やきとりかず	焼き鳥、モツ煮	53-5012
レジャー	泉崎カントリーヴィレッジ	温泉入浴、宿泊、BBQ他	53-4211
生活関連	天倉農機商会	農機具販売・修理	53-2727
	荒井輪業商会	自転車、バイク、整備販売	53-2418
	菊地呉服店	呉服、寝具、洋品、カーテン、クリーニング	53-2851
	コメリ泉崎店	ホームセンター	54-1811
	鈴木畳店	畳工事一式（新畳、表替、裏替え）	53-2050
	(有)タサキ印刷	印刷	54-1500
	美容室シャルマン	美容業	53-3821
	本柳歯科医院	歯科医療業	53-5030
燃料関連	大野商店	自動車燃料、ガス器具	53-2604
	大野米肥店	米、灯油、LPガス、肥料、農薬、雑貨	53-2231
	白河商事(株)泉崎給油所	石油製品（ガソリン、灯油）タイヤ	53-2138
自動車関連	(株)東北自動車販売	自動車用品、修理	53-2511
	日東自動車(有)	自動車販売、整備、修理、部品	53-5050
住宅関連	(株)かとでん	各種電気工事、エアコン取付工事等	53-3753
	(有)齋藤電工	弱電設備工事、空調設備工事、防災設備工事他	53-2914
	(有)深澤建設	住宅建築、リフォーム工事一式	53-3375
	星建設	住宅建築、リフォーム工事一式	53-3229

◆販売・利用期間

～2月29日(土)～

※必ず期間内にご利用ください。

◆販売方法

5,000円分（1,000円5枚）を1冊とし、4,000円で販売し、最大5冊まで購入できます。

◆販売場所

平日：泉崎郵便局及び関平郵便局
土日：役場休日窓口

◆対象

- ・申請書を提出した住民税非課税の方
- ・2016年4月2日～2019年9月30日まで
に生まれたお子様がいる世帯の方

◆注意点

- ・商品券は現金と引き換えすることはできません。
- ・ご利用金額が商品券の額面（1,000円）に満たない場合であってもおつりは出ません。
- ・商品券の盗難・紛失等については、発行者は一切の責任を負いません。
- ・商品券で購入したものは返品できません。

◆利用ができないもの

- ・国や地方公共団体への支払い。
- ・金融機関への預け入れ。
- ・たばこの購入。
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入。

～事業者の皆さまへ～

プレミアム付商品券の取扱加盟店舗の申請は随時募集中です。申請のあった事業者につきましては、審査を経て承認し、結果を文書にて通知致します。なお、取扱加盟店舗の加入が決定しましたら、村ホームページの取扱加盟店舗一覧にて周知いたします。是非ご応募ください。